



いつもお世話になっております。事務所だよりの11月号をお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

### 交際費等から除かれる一人当たり5,000円以下の飲食費について

この税制改正が施行されてから、およそ1年半が経過しました。既にご存知のこととは思いますが、今一度、制度の内容を確認してみたいと思います。

#### 1. 法人税の所得計算における交際費等

得意先・仕入先・株主・役員・従業員その他事業関係者に対し、接待・慰安・贈答等をした場合には交際費等に該当し、**税金計算上その交際費等の一部が経費として認められなくなります。**

ここで重要なのは、接待する相手は事業関係者に限られるということです。事業に関係のない人を接待した場合は、代表者に対する賞与として認定されることもあります。なお、この場合には、その経費の全額が経費として認められなくなり、かつ、代表者に対して給与所得課税が行われます。

#### 2. 一人当たり飲食費が5,000円以内に該当すれば交際費等から除かれるが、その要件とは？

- (1) 事業関係者との飲食費である(ただし、社内の役員・従業員のみが参加した飲食費を除く。)
- (2) 飲食代の総額÷参加総人数=5,000円以下である
- (3) 下記の証拠資料の保存がされている

飲食店の領収書.....(店舗名・所在地・飲食費総額の記載必要)  
飲食のあった年月日.....(平成 年 月 日)  
飲食に参加した事業関係者の会社名及びその関係.....( 株 部 得意先)  
飲食に参加した総人数.....(多人数の場合 ××部長他10名でもよい)

**原則的には参加者すべての氏名が必要**

#### 3. 飲食費の質疑応答一例

##### (1) 飲食費には弁当代も含まれるのか？

業務上の弁当代も上記2.の要件を満たせば飲食費に含まれます。ただし、飲食物の詰合せ等の贈答は中元歳暮と同様に交際費等です。

##### (2) 飲食店への送迎費用は飲食費に含まれるのか？

送迎費用は飲食費には含まれず交際費等となります。

##### (3) 事業関係者が一人でも参加していれば社内飲食費に該当しないのか？

たとえ事業関係者が一人しか参加せず、社内の者が相当数参加する場合でも、相当数参加する必要があるれば社内飲食費に該当することはありません。上記2.の要件を満たせば飲食費に含まれます。

##### (4) ゴルフ・観劇・旅行等に際して飲食をした場合の飲食費はどうなるのか？

ゴルフ等に際して飲食を一緒にする場合は、その接待の一部であるため、飲食費だけを取り除いて5,000円以下の判定をすることは出来ず、ゴルフ等にかかった費用総額が交際費等に該当します。

##### (5) 飲食費が5,000円を1円でも超えたらどうなるか？

そのすべてが交際費等に該当します。

##### (6) 一次会と二次会を行った場合はどうなるのか？

一次会の飲食店と二次会の飲食店が別々であれば、それぞれの飲食費が上記2.の要件に該当すれば交際費等にはなりません。

##### (7) 当社の採用する消費税等の会計処理が税抜方式の場合には5,000円以下の判定はどうなるか？

参加人数3名 税込総額15,435円(税抜14,700円)... 一人当たり税込5,145円(税抜4,900円)  
この場合、税抜経理なら4,900円 5,000円となるため、交際費等にはなりません。

##### (8) 逆に会議に際して提供した飲食費が一人当たり5,000円超になった場合交際費等になるのか？

会議に際して必要な飲食費は、5,000円超であっても、それが例えば大口契約のための重要会議などであれば、交際費等に該当せず会議費となります。この場合には、その会議の議事録・稟議書等の保存があると後の証拠資料として有効と思われる。